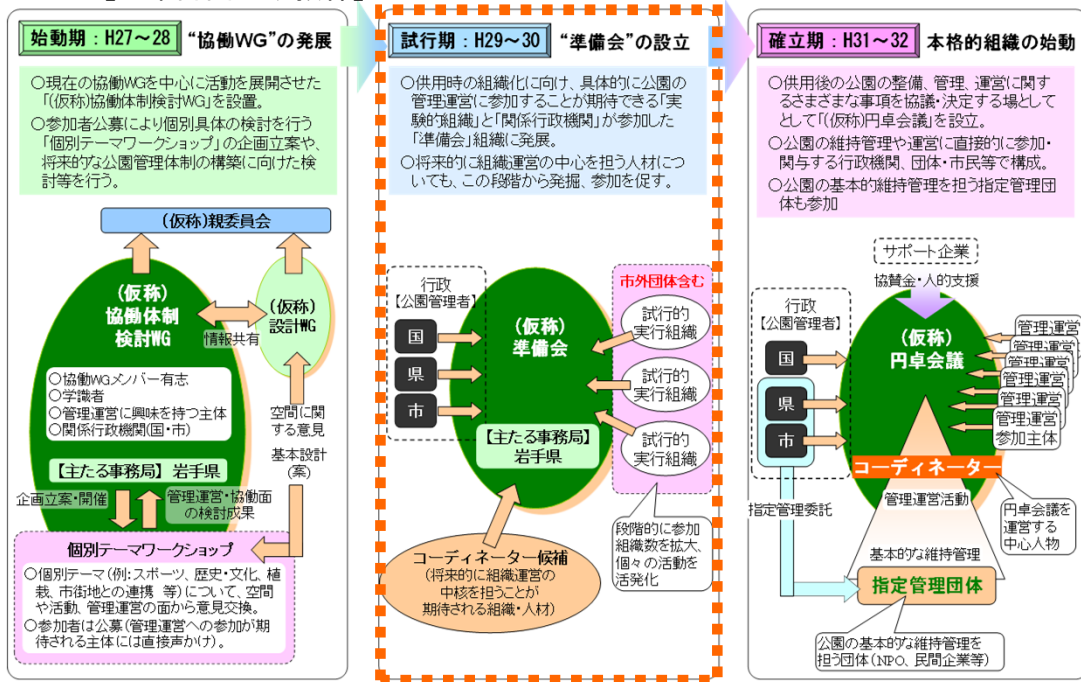


協働グループの取組について

◆高田松原津波復興祈念公園「基本計画」(平成27年8月)における協働の位置づけ

・本公園では、震災の記憶と教訓の伝承、復興の発信、交流の促進、賑わいの創出等、本公園に求められる役割を発揮するため、市民や市民団体、NPO等との協働による管理・運営体制の段階的な構築を目指している。

【基本計画より抜粋】



◆取り組みの状況

・平成29年度から、公園内で実際に活動に取り組む「グループ」の募集を開始し、現在までに28団体(植栽、語り部、防災、活動支援団体等)のグループ登録を得て、取組みの具体化に向けた意見交換や企画立案を重ねている。

◆想定される協働の活動

・これまで、主に以下のような活動が提案されている。

【伝承関係】

- 語り部活動(伝承)
- 人材育成(行政職員、学校関係者等の研修)
- 資料集積(研究成果等の展示、記録資料の編纂)
- 写真・パネル展示(震災前、震災後)
- 広域連携(本公園を拠点とした語り部のネットワーク形成)

【植栽・自然共生】

- 自然観察・自然環境保全
- 植樹(マツ、サクラ、ハナミズキ等の植樹)
- 草刈(管理者が行う草刈等の管理活動の協力)

【安全・防災】

- 講演会(避難所生活、防災等をテーマとした講演会)
- 検証・研究(避難訓練、避難路の検証)
- 防災ワークショップ(避難所運営、炊き出し体験等)

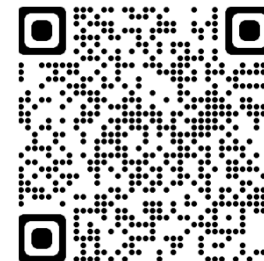
【イベント・交流】

- 賑わいイベント(集客、市街地への誘客に寄与するイベント)
- 沿岸市町村が連携したイベント(魅力、物産紹介等)
- 写真・パネル展示(市内の見どころマップ紹介)



協働グループにより、道の駅内で市内の魅力を紹介するパネル展を開催 (R2. 11. 16～R2. 12. 13)

※岩手県県土整備部都市計画課のホームページも御覧ください。



備品の貸与について

県が貸与する備品は、令和3年7月現在、管理棟が整備中であることから未購入であるが、管理に必要最低限な備品（事務室用机、事務用室椅子、キャビネット、会議室用机、会議室用椅子等）について備える予定である。

有料公園施設の利用料金について

公園の有料公園施設の使用料は、県立都市公園条例において、次のとおり定めています。指定管理者は、条例に定める金額の範囲内で、利用料金を設定することができます。

県立都市公園条例（昭和 41 年岩手県条例第 15 号）

（利用料金）

- 第 23 条 第 21 条第 2 項において準用する第 3 条第 1 項若しくは第 3 項の許可又は第 21 条第 2 項において準用する第 7 条第 2 項の許可を受けた者は、県立都市公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。
- 2 利用料金は、別表第 2（3 の表に限る。）及び別表第 3 に定める金額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について、知事の承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。
 - 4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

別表第 3（第 12 条、第 23 条関係）

4 高田松原津波復興祈念公園

公園施設名	単 位	使用料
会議室	1 時間までごとに	1,370 円

- 備考 1 会議室を二分割してその一方のみを使用する場合の使用料は、685 円とする。
- 2 第 23 条第 2 項の規定を適用する場合におけるこの表の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の上限額」とする。